

滋 病 防 第 71 号
令和 6 年(2024年)10月 8 日

各関係機関の長 様
病害虫防除推進員 様

滋賀県病害虫防除所長

防除情報第 4 号の送付について

このことについて、下記のとおり発表したので送付します。

令和 6 年度防除情報第 4 号

令和 6 年(2024年)10月 8 日
滋賀県病害虫防除所

刈り株再生芽でイネ縞葉枯病が多発しています 刈り株の早期すき込みを行いましょう

対象作物：水稻

病害虫名：イネ縞葉枯病（ヒメトビウンカ）

刈り株再生芽（ひこばえ）でのイネ縞葉枯病（写真 1）の発生量が多くなっています。イネ縞葉枯病は、ヒメトビウンカが媒介するウイルス病です。イネの生育初期にウイルスに感染すると、生育不良や出穂の異常（穂の奇形や不稔）が起こります（写真 2）。

9月30日～10月3日に県内36地点180ほ場で行った調査において、刈り株再生芽での発病株率は7.3%（平年：3.3%）、発生ほ場率は82.2%（平年：67.2%）であり（図）、令和4年以降、平年値よりも高い水準で推移しています。また、刈り株再生芽での本病の発生は、県南部から中部で多く認められています（表）。

刈り株再生芽は、イネ縞葉枯病の病原ウイルスを保毒したヒメトビウンカの越冬場所になり、次作での病原ウイルスの伝染源になります。ヒメトビウンカの越冬数を減らし、翌年の本病のまん延を防止するため、刈り株再生芽で本病の発生が目立つほ場では、速やかに刈り株のすき込みを実施しましょう。また、イネ科雑草もヒメトビウンカの越冬場所になるため、ほ場周辺のイネ科雑草を除草しましょう。

加えて、刈り株再生芽で本病の発生が目立つほ場がある地域では、次作でのヒメトビウンカの防除を検討しましょう。



写真1 イネ縞葉枯病が発病した
刈り株再生芽



写真2 立毛中のイネ縞葉枯病の発病株
(左) 分げつ期の病徵



(右) 穗の出すくみ

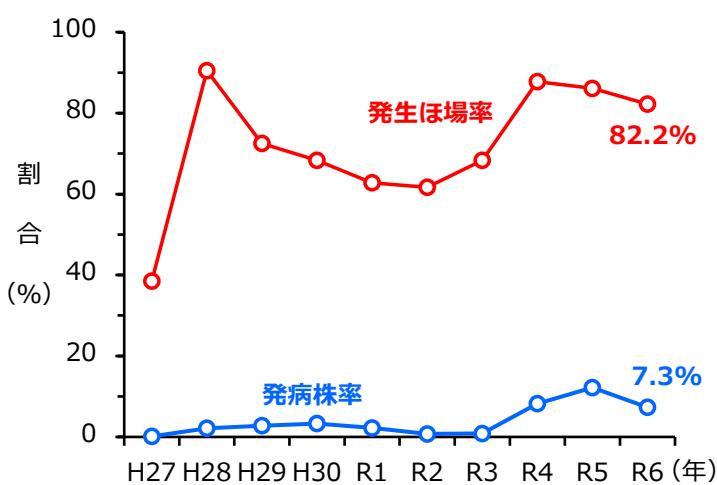


図 割り株再生芽でのイネ縞葉枯病の発生状況 (全県)

表 割り株再生芽でのイネ縞葉枯病の
発生状況 (地域別)

地域	割合 (%)	
	発病株率	発生率 (%)
大津・南部	5.5	93.3
甲賀	16.8	95.0
東近江	9.6	88.0
湖東	15.3	100
湖北	0.4	60.0
高島	0.6	65.0

お問い合わせ先：滋賀県病害虫防除所
TEL:0748-46-4926 FAX:0748-46-5559
Email:gc70@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。

1. 販売に関すること

- ①農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ②販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩盗難防止対策をとってください。
- ⑪最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫毒物・劇物を販売している方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ①農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ②販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩毒物・劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。